

学校における働き方改革推進プラン

(改訂版)

令和8年3月

西東京市教育委員会

目 次

I プランの基本的考え方

1 学校における働き方改革の目的	1
2 本プランの位置付け	1
3 学校における働き方改革の目標	2
4 取組の方向性	4
5 保護者・地域社会の理解促進	6

II 西東京市立学校における働き方改革に向けた取組

1 現状	7
2 今後の取組	8
(1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進	8
(2) 教員業務の見直しと業務改善の推進	9
(3) 学校を支える人員体制の確保	10
(4) 部活動の負担を軽減	11
(5) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備	11
3 働き方改革の実現に向けて	12

I プランの基本的考え方

1 学校における働き方改革の目的

教職員が「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、健康な状態で自ら学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮していくことで、子どもたちによりよい教育を行うことを目的とする。

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、求められる役割が拡大する中、学習指導要領の確実な実施など、学校教育の更なる充実が求められています。

こうした中、学校現場において教員は日々子供たちと向き合い、献身的な努力を重ねているところですが、一方で教員の長時間労働の実態が明らかとなっており、このことは子供たちの学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっています。

また、「健康」応援都市である西東京市では、心や身体の健康はもとより、地域やまち全体の健康の達成に向けて取り組んでいるところです。

これらを踏まえ、西東京市教育委員会は、「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、教員の長時間労働の改善に早急に取り組み、学校教育の質の維持向上を図ることとしました。

2 本プランの位置付け

学校における働き方改革を進めるためには、各学校がその実態に応じた取組を進めることができるよう、設置者である教育委員会が、改善目標を含む実施計画を策定することが必要です。

本プランは、東京都公立学校教員としての任命権者である東京都教育委員会が作成した「学校における働き方改革プラン」との整合性を図った上で、西東京市立学校の設置者である西東京市教育委員会の平成31年4月からの実施計画として定めているものであり、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に規定する指針に基づき、作成するものになります。

本プランに、東京都教育委員会の「学校における働き方改革推進事業」による支援対象となる事業を明確に位置付けることで、積極的かつ計画的に東京都の「学校における働き方改革推進事業補助金」を活用し、西東京市立学校における働き方改革を着実に推進していきます。

また、中央教育審議会「学校における働き方改革特別部会」における議論など、国や東京都の動向や本市における取組状況を踏まえるとともに、東京都の「学校における働き方改革推進事業補助金」の交付の可否や補助金額等の状況に応じて、本プランに記載されて

いる年次計画や内容について、市長部局との調整の上、適宜見直しを行い、継続的に学校の働き方改革に取り組んでいきます。

3 学校における働き方改革の目標

本市では、西東京市立学校の管理運営に関する規則（平成 13 年西東京市教育委員会規則第 20 号）にて、教員の業務量を管理するよう具体的に定め、教職員の在校時間等の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。その結果、一定の成果が見られたところです。

西東京市公立学校教員勤務実態

令和 6 年度 時間外在校等時間

小学校

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
校長	25 時間 27 分	7.4%	0.0%
副校長	44 時間 56 分	55.0%	4.2%
管理職以外	25 時間 11 分	15.4%	0.3%
全職員	25 時間 56 分	16.6%	0.4%

中学校

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
校長	26 時間 52 分	16.7%	0.0%
副校長	51 時間 23 分	60.2%	5.6%
管理職以外	35 時間 12 分	34.0%	5.3%
全職員	35 時間 29 分	34.3%	5.1%

※ 都内公立学校教員の週当たりの正規の勤務時間は、42 時間 30 分（休憩時間含む）

それを踏まえ、教員の更なる働き方改革について、以下のとおり目標を掲げ、取組を一層推進します。

○時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする
- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間以内にする

○ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 10 日以上にする
- ・ 教職員が高ストレス状態に陥ることのないよう、職場環境の整備を行う
- ・ 教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

今後、この目標の達成に向けた総合的な対策を講じることにより、1 箇月時間外在校等時間が 45 時間を超えている教員のみならず、全ての西東京市立学校教員における長時間労働の改善を図ることとします。

4 取組の方向性

我が国の教員は、他の国の教員と比べて広範な業務を担っていることが一つの特徴となっています。これらの業務の中には、必ずしも教員が担う必要がない業務なども含まれています。

教員の長時間労働を改善するためには、教員の業務実態を把握し、役割分担の在り方や業務の進め方など、様々な観点からの見直しを進める必要があります。



引用：文部科学省 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について（通知）【別添4】学校と教師の業務の3分類

また、限られた時間の中で最大限の効果を上げるという働き方に向け、管理職や教員の意識を変えていくことも重要です。

このため、本プランでは取組の方向性として以下の5点を柱とし、これらを組み合わせることで総合的な対策を講じていくこととします。

- 5 つ の 方 向 性
- (1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進
 - (2) 教員業務の見直しと業務改善の推進
 - (3) 学校を支える人員体制の確保
 - (4) 部活動の負担を軽減
 - (5) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備

(1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

- 勤務時間管理は労働法制上求められる責務であり、まずは管理職や服務監督権者である教育委員会が、教員の在校時間を適切に把握する必要があることから、出退勤管理システム等ＩＣＴの活用により、在校時間を客観的に把握・集計するシステムを構築しました。今後は、次期統合型校務支援システムの構築（更新）に伴い、勤怠管理処理をシステムで一元化することを目指します。
- 在校時間の客観的な把握を契機として、管理職を含む教員一人一人が時間を意識した働き方を実践できるよう意識改革を推進します。
- 引き続き、教員の時間外在校等時間についての適切な把握と意識改革を進めてまいります。

(2) 教員業務の見直しと業務改善の推進

- 教員の専門性が求められる業務を精選し、教員以外の者が担うことができるものについて、役割分担の見直し、統合型校務支援システムの導入等、ＩＣＴ化の推進に取り組み、教員の負担の軽減を図ります。
- 学校における業務のうち、特に調査や依頼等への対応についての負担感が強いことが指摘されており、その精選を図ります。

(3) 学校を支える人員体制の確保

- 組織的な学校経営を一層推進していくため、副校長や主幹教諭等がその職責を果たせる体制を整備していきます。
- 個別の教育課題を解決するための教員の配置や外部人材の活用等について引き続き実施していきます。
- 「チーム学校」としての体制を整備するため、学校事務職員の職務内容の明確化やスクールカウンセラー等の専門スタッフの一層の活用を図るとともに、地域との協働活動等を通じた教育支援活動の充実を図ります。

(4) 部活動の負担を軽減

- 学校における他の教育活動とのバランスの観点や、特に中学校において部活動指導が教員の長時間労働の一因となっている現状から、国や東京都教育委員会が定めるガイドラインを参考に西東京市教育委員会が作成したガイドラインの周知・徹底を図ります。

- 西東京市教育委員会はガイドラインに基づき、活動時間の見直しや休養日の設定の在り方を示すほか、部活動指導員や部活動外部指導者を活用していきます。
- 令和7年5月にスポーツ庁が発表した地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の最終取りまとめを参考に、地域クラブを活用した、部活動の地域展開・地域連携を推進していきます。

(5) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備

- 長時間労働を改善し、教員一人一人が様々な経験を通じて自らを研鑽できる機会を確保することにより、教育の質の向上を図ります。
- 教員自身が個人や家族で過ごす時間を確保するとともに、育児や介護などの事情を抱えた教員を支援することにより、教員自身が安心し、誇りをもって働くことができる環境を整備します。

5 保護者・地域社会の理解促進

学校における働き方改革を進めることにより、教員の長時間労働を改善し、ひいては学校教育の質の向上につなげていくという目的について、保護者や地域社会の方々にも理解していただく必要があります。

今後、学校における働き方改革の意義や取組について、保護者の方々に理解していただくとともに、地域社会の方々の理解を促進するため、啓発活動を進めます。

Ⅱ 西東京市立学校における働き方改革に向けた取組

1 現状

(1) ICTを活用した業務の効率化

西東京市教育委員会では、西東京市立学校において、普通教室への大型モニタの設置、学習用ソフトの活用、デジタル教科書の導入を行い、ICT機器を活用した分かりやすい授業の実現に向けた環境を整備するとともに、校務処理や教材研究、授業準備などの業務の効率化を図ってきました。

(2) 業務縮減に向けた取組

平成28年に文部科学省が小・中学校の教員を対象に実施した、教員勤務実態調査において、教員の長時間勤務について看過できない深刻な状況であることが改めて明らかになったことなどを受け、平成29年度に、教育委員会関係課係長級職員で構成される庁内検討会議を設置しました。

庁内検討会議では、西東京市立学校の業務縮減に向けて、各課が学校に依頼する事項の分析や、副校長を対象とした業務取組状況調査等を実施しました。その検討の中で、各課が所管する事業において軽減が可能な事項を洗い出し、様式や手順を見直し、改善を図りました。

教職員の業務縮減に向けて、平成30年度からスクール・サポート・スタッフの配置、令和2年度から副校長業務支援員及び学校生活支援員の配置、令和5年度から学年教育アシスタントを配置することにより、教職員の働き方改革を進めています。

今後も引き続き、西東京市立学校における業務改善に向けた取組を推進し、教員の長時間労働や負担感の解消を図っていく必要があります。

2 今後の取組

時間外在校等時間に関する目標及びワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標の達成に向けて、教員一人一人が時間を意識した働き方を日々実践できるよう、以下のとおり取組方針を示し、西東京市立学校における働き方改革を進めていきます。

取組方針

- ① 平日は、1日当たりの在校時間を10時間以内とすること。
- ② 週休日である土曜日、日曜日については、連続して業務に従事することがないように、どちらか一方は必ず休養できるようにすること。

これらの実現に向けた西東京市教育委員会及び西東京市立学校の具体的な取組は次のとおりです。

なお、各西東京市立学校においても、この取組方針に基づく具体的な取組内容を学校経営計画に定めるなど、組織的に対応していくこととします。

(1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

① 在校時間の適切な把握と活用

西東京市立学校においては、出退勤カードシステムを平成31年度に配備しました。出勤時及び退勤時において、カードリーダーで打刻することで、教員の在校時間を客観的に把握することができるようになり、今後は、「健康」応援都市を具現化する働き方にしていきます。

- 各西東京市立学校では今後も、管理職が教員の在校時間を適切に把握し、必要に応じて指導・助言等を行うことを通じ、メンタルケアの更なる充実や、長時間労働の改善を含めたワーク・ライフ・バランスの実現を図っています。
- 全ての西東京市立学校に、衛生推進者を配置し、在校時間の長い教員に対して、在校時間の短縮に向けた取組を行っていきます。
- 西東京市立学校の全ての教員に対してストレスチェックを実施するなどし、メンタルヘルス不調の未然防止を図るとともに、自身のストレスに気付くよう促します。また、職場におけるストレス要因を分析し、職場環境の改善を図っていきます。
- 各教員の在校時間に対する自己管理意識の醸成も併せて図っていきます。

② 意識改革に向けた研修の充実

- 教員一人一人に時間を意識した働き方の実践を促すため、教育指導課が実施する年次や職層に応じた研修等において、タイムマネジメントやワーク・ライフ・バラ

ンスに関する内容を取り入れるとともに、東京都教職員研修センターの実施する研修の受講を促します。

- また、校長研修や副校長研修において、所属職員の健康管理や時間管理に関する内容を盛り込むなど、学校管理職のタイムマネジメントやメンタルケア能力の向上を図っていきます。

③ 夜間・週休日等における留守番電話による対応

- 西東京市立学校では、平日は学級活動終了後から翌朝午前 8 時まで、週休日は終日、電話を留守番電話に切り替える対応を行っています。

※ 長期休業期間については、教職員の就業時間に準ずるものとします。

④ 学校閉庁日等の設定

- 各西東京市立学校が定時退庁日や長期休業中等における連続した学校閉庁日を設定するなど、勤務環境の改善に向け、それぞれの実情に応じて自律的に取組を進めるよう促していきます。

(2) 教員業務の見直しと業務改善の推進

① 統合型校務支援システム導入による業務改善

令和 2 年度に、全ての西東京市立学校に統合型校務支援システムの導入し、効率化を図ることで、業務改善を進めました。

- 教務系（成績処理、出欠管理、時数等）、保健系（健康診断票、保健室管理等）、学籍関係等の学校事務を行うことを目的とした統合型校務支援システムを導入したことにより、教職員の校務負担の軽減や情報共有の推進を図り、学校における校務の効率化を実現し、教育の質の一層の向上を目指しています。
- 統合型校務支援システムの更なる活用に繋がるよう、毎年、システム研修を行います。
- 西東京市教育委員会及び各西東京市立学校間をネットワークで介してつなぎ、指導案や教材、指導資料等の共有化を促進することで、授業準備等の時間の短縮を図ります。

② 学校への調査等の精選及び印刷物の縮減

- 西東京市教育委員会各課が依頼する調査等について、目的や頻度、時期等を改めて精査するなど、調査等の精選を図っていきます。
- 西東京市教育委員会各課が依頼する調査等の回答については、Logo フォーム等、デジタル技術の活用による負担軽減を図りつつ、教育職員の専門性に深くかわるものを除き、事務職員が中心となって回答するものとします。
- 調査結果の共有化による重複項目の解消を検討するとともに、調査等の様式や依頼方法、提出方法の工夫・改善などにも取り組んでいきます。

- 西東京市教育委員会内印刷物について、縮減又は電子データによる配布に変更することにより、ペーパーレス化と学校現場の負担軽減を図っていきます。
- 西東京市教育委員会各課より、学校に対して回答を依頼し、または、教師を通じた児童生徒等への周知を依頼するために学校に送付する文書等の量の削減に努めます。

③ 効率的・効果的な研修会・連絡会等の実施

- 西東京市教育委員会が主催する研修会・連絡会等については、質を落とすことなく効率的・効果的に実施できるよう、整理や縮減、内容の見直し等、随時改善を図っていきます。

(3) 学校を支える人員体制の確保

① 副校長等の負担軽減に向けた人材の配置等

- 学校経営補佐として副校長業務支援員を配置することにより、副校長の負担軽減を図っていきます。
- 事務職員の校務運営参画意識の一層の醸成を図るとともに、事務職員の資質向上とその能力活用を進めることで、副校長業務の支援を図ります。
- 副校長の長時間労働の実態が顕著であることから、副校長の業務内容を分析・精選するとともに、ＩＣＴ機器の更なる活用など、副校長業務及び支援の在り方を検討していきます。
- 教員が児童・生徒への指導や授業準備等に一層注力できるようにするために、教員に代わって学習プリントの印刷や採点・データ入力等を行う、スクール・サポート・スタッフを各学校に配置しています。

② 専門スタッフの配置促進等

- 子供たちを取り巻く課題が複雑化・多様化する中、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等のニーズが増え続けていることなどを踏まえ、今後もこうした専門スタッフの充実を図っていきます。
- また、専門スタッフについては、量的な拡大のみならず、質的な向上も重要であり、研修や実務連絡会などを通じて質の確保を図っていきます。

③ 学校事務職員の能力活用

- 事務職員を対象とした連絡会等において、校務運営参画意識を醸成する内容を盛り込み、事務職員の資質向上とその能力活用を進めていきます。
- 効率的・効果的な学校事務の在り方等について検討していきます。

④ 学校と地域の連携・協働の推進

- 地域学校協働活動など、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを進め、学校教育活動の充実を図っていきます。

(4) 部活動の負担を軽減

① 部活動に係るガイドラインの周知徹底

- 西東京市教育委員会において、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」等を踏まえて作成した、活動時間や休養日についての基準や適切な部活動運営の在り方等に係るガイドライン「西東京市立中学校に係る運動部活動の方針」を遵守していきます。
- 「西東京市立中学校に係る運動部活動の方針」では、休養日や活動時間等について以下のように定めています。
 - ・休 養 日 週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は他の日に振り返る。（長期休業中も準じた扱いを行う）
 - ・活動時間 長くとも学期中の平日は2時間程度、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は3時間程度とする。
 - ・そ の 他 文化部活動に関しても、文化部活動の特性を踏まえつつ、本方針に準じて取り扱う。

② 顧問教員の負担軽減

- 顧問教員に代わって専門的な技術指導や休日の大会引率等を行うことができる部活動指導員を活用し、顧問教員の負担軽減を図っていきます。
- 西東京市教育委員会において、部活動指導員に対する研修等を計画的に実施し、資質の向上を図っていきます。
- 令和7年5月にスポーツ庁が発表した地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の最終取りまとめを参考に、地域クラブを活用した、部活動の地域展開・地域連携を推進していきます。

(5) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備

① 人事考課制度等における取組

- 各西東京市立学校では、教育管理職の職務上の目標として、教職員の仕事の効率化等ワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組について設定するとともに、学校経営計画においてもワーク・ライフ・バランス推進策を明記します。
- 自己申告等を通じ、長時間労働の改善に向けた教員の意識改革や職場風土の醸成を推進します。

② 健康イクボス・ケアボス宣言の実行

- 西東京市立学校の全ての校長は、所属職員に対して、健康イクボス・ケアボス宣言を行い、育児や介護に取り組む職員を応援し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて各学校において取り組みます。

3 働き方改革の実現に向けて

働き方改革を実現するためには、計画策定後の進捗管理が重要です。

よりよい教育の実現に向けて、各学校は本プランの内容を踏まえつつ、学校経営計画への反映をするとともに、学校運営協議会等での議論を経て、学校における働き方改革を推進していきます。教育委員会としましては、各学校長の自己申告書を参考にした定期的なヒアリングを行い、本プランの進捗状況を確認することで、学校における働き方改革を進めていきます。